

<資料紹介>

パリ原則への討議 —森耕一「目録原則に関する討議」続編— (上)

古川 肇

はじめに

一般に「パリ原則」として知られている「原則覚書 (Statement of Principles)」<sup>1)</sup>は、1961年に国際目録原則会議で採択された。これはその後の各目録規則の国際的統一を促した点で、欠点を含みながらも歴史的な価値をもつ。そして我が国でこの原則を理解しようとする者にとって、1960年代における森耕一、彼を含む Texa グループ、同じく整理技術研究グループによる一連の研究成果は今も有益である。

それらの中にあつて、森による「目録原則に関する討議(1)」<sup>2)</sup>が、連載を予定しながら1回限りで未完に終わったことが惜しまれる。彼は冒頭で次のように述べていた (p.51-52)。

本稿は、IFLAによって組織された、目録原則国際会議の報告書のうち、原則に関する討議の要旨を紹介するものである。単に決議された条文を読むだけでなく、討議の経過・反対票を投じた国の意見を知ることによって、目録原則に対する理解が深められるであろうという考えにもとづいている。

今回は、原則 6 までの分であるが、現在、整理技術研究グループにおいて上記の報告書を輪読中であり、グループの他のメンバーによって続編がまとめられる予定である。

ここに筆者は、この引用文中の「目録原則国際会議の報告書」<sup>3)</sup>の紹介に関して、勝手ながら自らの一存で「グループの他のメンバー」に成り代わり、「目録原則に関する討議(1)」(以下「本編」とよぶ)の「続編」をまとめたい、と考える。これに当たって、タイトルを改め、上下2回に分けて、本誌の今号と次号に掲載させていただく予定である。予め本編と小文の目次を記しておくことと次のようであり、「標準標目の選択」などは上記の報告書に忠実な訳である。一方、原文では条項番号を表わす序数には多く“Section”が冠されているが、森は序数のみを表示し小文も概ねこれに倣う)。

1. 原則の適用範囲
  2. 目録の機能
  3. 目録の構成
  4. 記入の種類
  5. 複数記入の使用
  6. 個々の記入の機能
- (以上本編、以下小文)

7. 標準標目 (standard heading) の選択
8. 単一の個人著者
- 9.1-9.3 団体著者
- 9.4 団体著者に対する標目の形
- 9.5 従属団体  
(以上本号、以下次号 (予定))
10. 複数著者の著作 (Multiple Authorship)
11. 書名の下に記入される著作
12. 形式標目と形式副標目
13. 個人名に対する記入語

森は、報告書の原文を、条項ごとに議事進行に従って、原案→討議→修正案→賛否→コメントの5項目に区分して翻訳または要約し、ときにそれらの後に彼自らの「注釈」を付加している。項目名を、森は太字で表記し小文では特殊な括弧に包んだ。以下に、森自身は記さなかった各項目の方針等を筆者が把握して記し、それに従いながら変更点がある小文の方針を併記する。

#### 【原案】

討議のため予め用意された原案の翻訳。5項目中この項目のみ報告書原文に忠実な訳である (ただし、本編・小文とも原文中の斜体文字を反映させない)。小文では必要と思われる場合に原文を添付し、訳語を例えば概ね次のように統一した (順不同)。normally→通常 (は)、the most frequently→最も頻繁に、most frequently→極めて頻繁に、currently→一般に、several→いくつかの、when→ときに、should→べきである。これらのうち、shouldについては、森が訳出している一方、自注4挙げた2文献はともに訳文にこれを含めていないが、森に従った。

#### 【討議】

原文自体が各発言の要旨なのだが、本項はさらにその要約。小文は本編に比べ一般に詳細だが、決して逐語訳でもなく全発言を網羅しているわけでもない。段落も原文を変更した箇所がある。森は原文中の全発言者の人名に冠された敬称を訳したが、煩雑なので小文では全て省略。なお、原文は不完全または曖昧と思いつつそれを強いて訳した2箇所と、邦訳に特に確信がもてない1箇所に [?]を付した。

#### 【修正案】

討議結果を受け、原案に修正を加えて採決に付された案。本編・小文とも、原案と異なり翻訳ではなく、原案との主な相違点の指摘にとどまることもある。なお、会議の採決で否決された修正案は1つのみで (それも覚書本文で脚注として復活)、修正案はほぼ覚書本文と一致する<sup>4)</sup>。

#### 【賛否】

各修正案に対する投票結果。総数は原則として 63 (国 53、国際機関 10)。

【コメント】

修正案に票を投じた代表团 (国・国際機関別) によるコメントの要約。

《注釈》

森自身によるもので「備考」に相当し、小文でも筆者が適宜に記す。

---

## 7. 標準標目 (standard heading) の選択

【原案】

標準標目は、通常は目録の対象である著作の標題紙上の表示で最も頻繁に使用されている名称や書名、または承認された権威書で最も頻繁に言及されている名称や書名であるべきである。(The *standard heading* should normally be the most frequently used name or title appearing on the title-pages of the works catalogued or in references to them by accepted authorities.<sup>3)</sup>)

7.1 版がいくつかの言語で出現しているときは、一般に原語の版に基づく標目を優先させるべきである。しかし、この言語が当該目録で通常に使用されていない場合は、標目を通常そこで使用されている言語の一つにおける版および参照から生じさせてもよい (may be derived from editions and references)。

原注3 本会議は、権威ある標準的なリストのどのような刊行物にも配慮すべきである。(The Conference should consider the possible publication of standard lists of authorities.) [?]

【討議】

Verona (ユーゴスラビア) が、標準的な書名の使用に関して問題を提起した。原案の勧告は比較的古い著作にのみ適用可能なように思われ、比較的新しい著作については、標題紙に極めて頻繁に現われる書名を知ることが困難である。彼女は、近年刊行された著作のすべての版を原書名の下に記入するセクションを追加するよう提案した。

原案起草者 Chaplin (英) が、本セクションは、唯一の版しかない著作はその版の書名の下に記入されるが、標準標目は近代の著作の版が増大するにつれ変更され得る旨を含むことを意図している (was intended to imply)、と説明した。Honoré (仏) が、同じ問題が著者の名前についても発生すると付け加えた。

Sickmann (西独) が、「最も頻繁に使用される名称」という表現では歴史的な意味を含んでしまうので、「標準標目は、通常は図書に付与される形または確立して使用されるようになった形であるべきである。」が好ましいと考える、と述べた。

【修正案】

主な変更は、「標準標目」→「統一標目」、「標題紙上で」→「諸版に」。注を削除。

【賛否】

賛成 58、反対 4 (フィンランド・ペルー・ポーランド・スウェーデン)、棄権 1 (インドネシ

ア)。

【コメント】

フィンランドーセクション 5 に対するコメント (本編 54 ページ) を参照。

《注釈》

標準標目から統一標目への変更に関する討議については、同じく本編 54 ページを参照。また小文文末の自注 4 に挙げた文献で、中村は次のように記している。「標準なる言葉は、何か標準審査団体が承認してはじめて使われるかの如き感をあたえるという反対意見が出たので、統一標目 (Uniform heading) という表現に代えた。」(p.263)

## 8. 単一の個人著者

【原案】

- 8.1 単一の個人著者によることが確認された著作の、すべての版に対する基本記入は、その著者名の下に作成すべきである。著者名が表示されていない各版の書名の下に、副出記入または参照を作成する。
- 8.2 標準標目は、その著者の著作の標題紙において極めて頻繁に識別される名称で、そこに一般に現われる最も詳細な形である。  
ただし、
  - 8.21 その著者に関する伝記的、歴史的、文献的 (literary) 著作における著者への参照のなかで、またはその人の著作活動以外の (other than authorship) 公的活動に関連して、ほかの名前や形の一般的な使用が確立している場合は、それを標準標目とすべきである。
  - 8.22 当該著者を同じ名前の別人から識別する必要がある場合は、その名前のより詳細な形を使用するか、識別手段をさらに付加すべきである。

原注 4 7.1 が優先する。

【討議】

Chaplin が、本セクションの目的は、単一の個人著者に関わる固有の問題が存在する範囲で、基本記入と標準標目の疑問を明確にすることであり、この非常に頻繁なケースを処理する原理から、後のセクションで複数著者の著作等を処理する原理が展開されるだろう、と説明した。

Salvan (仏) が、次のように語句の些細な変更を希望した。「各版の書名の下に」→「諸版の各書名の下に」(8.1)、「そこに一般に現われる最も詳細な形」→「最も完全で一般に使用される形」(8.2)、「その名前のより詳細な形を使用するか」→「その名前の形を完成させるか」(8.22)。

Jovanović (ユーゴスラビア) が、明確さを増すためにと次の修正を示唆した。「著者名が表示されていない」→「著者名が標題紙上に現われない」(8.1)。ユーゴ代表团は、原案に著者性の定義がないことに関心を払い、セクション 8 と 9 の間にその定義を与えるもう一つ

のセクションを挿入するよう提案した。Honoré が、標題紙がないか著者名がそれに現われない多くの出版物があり、Jovanović の修正提案の「標題紙上に」は限定的で支持できないとした。Chaplin が、彼女の反対は、改訂された覚書の「標題紙」という用語が最初に使用される箇所で、それが存在しない場合はパンフレットの表紙等の等価物を含むと説明する注を挿入すれば解決する、と述べた。

Arbulú Vargas (ペルー) が、8.1 は著作の著者名の存在に言及していながら、著作に対する責任をも証明すべきであることを提案していないと感じ、次の文を追加すればカバーできるとした。「もしその名称が図書に責任を有する者の誰にでも (to whoever has the responsibility) 対応することが、明確にされるか証明されるならば、その著者は当該図書の標題紙上に現われる名称である。」

【修正案】

- a) 「著者名が表示されていない各版」→「著者名が標題紙上に表示されていない各版」(8.1)
- b) 「副出記入または参照を作成する。」→「副出記入または参照を作成すべきである。」(同上)
- c) 「そこに一般に現われる最も詳細な形である。」→「そこに一般に現われる最も詳細な形であるべきである。」(8.2)
- d) 「より詳細な形を使用するか、」を削除。(8.22)

【賛否】

賛成 58、反対 3 (フィンランド・ペルー・スウェーデン)、棄権 2 (日本・オランダ)。

【コメント】

フィンランドーセクション 5 に対するコメントを参照。オランダー「[棄権の理由は]我々全員が、標題紙が目録作業全体の基礎でなければならないという意見だからである。また我々は、匿名の著作は書名の下に記入しなければならないと考える。著者の下副出記入 (entrée secondaire sous l'auteur) は、著者が明らかな場合は必須である。」

《注釈》

討議で触れられた著者性の定義は、当会議報告書に収録された用語分科会 (日本も参加) の報告中に、記載されている (p.118)。entrée secondaire を「副出記入」と訳した根拠は、同じく用語分科会の報告に基づく (p.115)。

自注 4 に挙げた文献で、中村は日本が棄権した理由を次のように記している。「同名異人がいる場合には、[より詳細な形を使用する方が] 生没年その他で識別する方よりも便利ながことが多くはないかと思う。」(p.259)

### 9.1-9.3 団体著者

【原案】

- 9.1 団体 (即ち、共同のまたは集合の名称によって知られた、一切の公共機関 (institution)、組織体または個人の集団) は、次の場合に、目録において著作ま

- たは逐次刊行物の著者として扱ってよい。
- 9.11 当該著作または刊行物が、本質上、必然的に (**by its nature necessarily**) その団体の集合的な思想または活動の表現<sup>5</sup>である場合、または
- 9.12 書名または標題紙の表現 (**wording**) が、当該著作の性格と考え合せると、当該団体がその著作または刊行物<sup>6</sup>の内容に集合的に責任をもつことを明らかに意味する場合。
- 9.2 その他の場合で、団体が著作または刊行物を責任刊行または援助した (**has issued or sponsored**) か、著者の機能に補助的な機能 (編者のそれのような) を果たしたときは、協力者 (**collaborator**) として団体名の下に副出記入を作成してよい。
- 9.3 疑問がある場合は、団体名または書名のいずれかの下に基本記入を作成してよく、どちらの場合も基本記入に選択しない方 (**alternative**) の下に副出記入を伴う。
- 原注 5 たとえ団体の役員や職員の立場にある個人の署名があっても、例えば、公式報告、規約、宣言、プログラム。
- 原注 6 個人による論文から成るが、団体により支援または刊行された合集および定期刊行物を除く。(This excludes collections and periodicals consisting of articles by individuals but sponsored or published by a corporate body.)

#### 【討議】

まず 9.1-9.3 全体に関する討議が行われた。原文にはない 3 段階に区分して要約する。

##### a) 第 1 段階

おそらく本会議組織委員会の事前の計らいによって、先ず団体著者肯定論者 (原案賛成論者) と否定論者が 1 名ずつ主張を開陳した。

予めワーキング・ペーパー<sup>5</sup>を提出していた肯定論者 **Vasilevskaya** の主張は次のようである。個人著者と同じく団体著者のカテゴリーが必要であることには明らかに一般的な合意が存在するが、語の多様な定義が適用の相違につながってきた (**had led to**)。ソ連代表団は、団体著者の定義には一時的な組織と国家とを含めるだけの十分な広さがあるべきだと信じる。国際的な活動の増加が、頻繁に重要な資料を出版しその資料の著者と考えなければならぬ会議を増加させた。理論的に国家を団体著者に含めるのはさらに複雑である。政府組織の公式文書を通常は国名の下に記入するが、この名称は単独では不十分であり余りに広くて特定の出版物を発見する助けにならない。それ故に代表団は、国または政府の機関 (**organ**) の出版物は国名の下に記入すべきだが、その標目は責任ある公共機関の名称か形式副標目を含むべきである、と提案する。

団体著者性の概念の適用の限界に関して、次の 3 つの基準が提唱されて来た (**three criteria had been advocated**)。即ち、当該出版物の内容の、当該団体の活動に対する関連、書名の基本的部分としての団体名の存在、出版物に表現された思想に対する団体の責任である。基礎的な基準は出版物の内容であるべきで、計画、宣言、決議を含む著作と、団体の活動、構成および他の団体との関連に関する全ての著作が、団体著者性の著作とし

て扱われるだろう (**would be treated**)。ソ連の図書館員は、責任は団体名で責任刊行される全出版物に関連して存在するので、それ自体では団体著者の下の記入の適切な基準にはならない、と考える。これらの点を全て考慮して、代表団は 9.1、9.2、9.3 を承認する。

これに対して、**Ottervik** が、団体を著者と認めるべきではない、とするスウェーデン代表団の意見（デンマークとフィンランドが同意）を表明した。同国の図書館員は、ある種の出版物について公共機関や協会の名称の下に目録を作成する数十年の経験の後に、この結論に達した。彼らは、この作業が特に利用者の観点から余りにも複雑で非実際的であると益々知るようになった。代表団は、しかしながら、ある種の資料群の僅かによく限定された場合には団体記入の使用を勧告する。それは、団体によって出版された無著者名著作は、もし団体名が書名における唯一の明確な要素ならば団体名の下に記入すべきである、というのである。他のあらゆる場合には、無著者名著作に対する通常の規則に従うべきである。しかしながら副出記入を、その名称が出版物の書名の一部を構成する全団体に対して作成すべきである。代表団は、無著者名著作に対する通常の規則を出版物の全カテゴリーに適用する可能性を考慮したが、報告、議事録等の明確な書名を欠く形態で現われる膨大な量の昨今の資料の故に、先に言及したケースにおける団体記入の使用を勧告する結果となった。

#### b) 第 2 段階

自由討議の場面である。発言を大別すると、原案への反対意見が 2、賛成意見が 10、端的には賛否を明らかにしないその他の意見が 5 であった。発言の順序は、先ず反対意見、次いで賛成意見、および後者中に散在するその他の意見である。これらのうち、主なものをこの 3 区分ごとに発言順に要旨を記す。

##### i. 反対意見

**Nádovnik** が、団体著者標目は参照にのみ使用すべきだ、というチェコスロバキアの大多数の図書館員の意見を表明し、その理由を挙げた。第 1 に、団体に対して正しい標目を立てることは困難であり、その不確かさを基本記入に影響させないことが好ましい。第 2 に、もし団体標目が基本記入として使用されるならば、目録の構造は 2 種類でなく 3 種類の間を区別する必要によっていっそう複雑になるだろう。第 3 に、団体名が変化するとき基本記入でなく参照のみを変更するのであればより経済的である、第 4 に、もし基本記入を団体標目の下に作成するとなれば、これを利用者の便宜のため度々様々な言語で与えなければならないので、基本記入の統一の確保というこの会議の主要目的は達成されないだろう。

##### ii 賛成意見

**Wright** が、米国代表団に代わり **Vasilevskaya** による、団体著者という概念の適用の限界を定める提案を歓迎した。米国図書館協会の目録規則（1949 年刊）の記入に関する規定の複雑さは、団体著者の概念を魅力的にしなかったが、原案の規定は大いに簡素化されている。

**Borkowska** が、原案はポーランドの目録の伝統の大きな変更を意味するが、同国の目録委員会は団体著者のカテゴリーの必要性を確信するようになった。ただし、たとえ職員の署名があっても、団体活動に関わる議事録、報告等の特定の型の出版物に限定する。



Verona が、現在ユーゴスラビアでは団体著者性の概念は若干の図書館でのみ大変広い意味で適用されているが、全図書館が概念を限定して採用すべきであることに同意する、と説明し、Borkowska の限定にも同意した。また団体著者標目は法的に組織されたかそのように推測される団体に対してのみ使用すべきである、と提案した。

Foss が、ノル웨이代表団は、団体を基本記入がその名称の下に作成されることがある非個人著者として認識することに賛成する、と述べた。団体記入を作成すべき種類の著作については、Lubetzky の *Code of Cataloging Rules* (1960) の第 22 条(a)-(c)におけるリストに概ね同意するとした。しかしながら、個人著者の役割の重要性を強調することを希望し、疑わしい場合は全て個人名の下での記入を優先すべきことを考慮する、と述べた。

Braun が、ドイツの目録専門家の多数派は、今までドイツで非常に限定された仕方(way)でのみ使用してきた団体著者性の原理を認識することを決定した、と述べた。ドイツ代表団はその採用は有益であると信じ、国際的協力の点でこのステップを踏むことを希望した。代表団は 9.1、9.11、9.12 を承認し、定期刊行物に対しても団体記入を考慮する用意がある、と述べた。

Zdarzil が、オーストリアの図書館員の立場はドイツに類似するものの、団体著者の下に記入すべきか否かを決定する際は、内容より書名の表現 (formulation) を重視すべきだ、と述べた。

Honoré が、フランスが団体著者性の原理を採用して 11 年が経過し、大多数の国が今これを採用する用意があるのを見ることを喜ぶ、と語った。一旦この原理が承認されれば、本文が真に団体の著作である著作は全て団体標目の下に記入することが必須である、という論理的帰結を避けることは不可能となる。したがって、標題紙の表現に関して 9.12 に表明された区別が適切であるという点には同意できず (could not agree that the distinction expressed in 9.12 on the wording of the title-page was relevant;) [?], フランスの目録規則と全国書誌において決定的要素は内容である。匿名でも個人の署名があっても、もし団体が本文に責任をもたない資料であれば、団体を著者ではなく編者等としてのみ扱う。だが、団体記入に不慣れな国や不安な思いでそれに近づく (approaching it with some trepidation) 国にとって段階的に進み柔軟であるのが有益と考えるので、代表団は 9.1、9.2、9.3 を承認する用意がある、と述べた。しかしながら、団体著者の概念にどのような限界が設定されようと、疑わしい場合は全て副出記入を作成すべき、と強く主張した。

また Honoré は、いくつかの代表団が政府と国を排除する団体著者性の定義を承認する用意があるのに驚き、これらは全団体中で確実によく知られた極めて明瞭な団体であつて、法律を無著者名著作と扱うことは論理的でないと思われ、法律等の出版物は全て確かに国から発出していて (emanate)、国以外の下に記入を作成することはできない、と述べた。

Ronchi が、受け入れた刊行物の大多数が団体により責任刊行された資料である国際的図書館においては、団体記入が重要であることを強調した。また、疑わしい場合は個人名の下



の記入を優先すべき点と、団体名の下に副出記入が有益である点で、Foss に同意した。

iii. その他の意見

Domanovszky (ハンガリー) が、団体著者性の問題の解決案として次の3点を提案した。第1に、その製作 (production) に役割を果たした団体名の下に記入する出版物のタイプを、明確に規定する。第2に、その種の出版物の全てに対して、団体名とタイトル (または適切ならば個人著者名) 双方の下に記入の作成を必須とする。第3に基本記入の必須の標目としてこれらのどれを選択するかは、各館の判断に任せる。

Chaix が、スイス国内には各言語圏の図書館間で異なる実態がある、という独特の問題の存在を語り、現在は国立図書館のみが団体著者性の原理を適用しているが、国内の全館、特にフランス語を使用する館が採用を望んでいる、と述べた。

Frauendorfer (国際農学図書館員協会) が、自らは団体著者性の原理を支持するが、詳細な書誌的資料を欠く小規模な専門図書館がこの原理を実践するのは困難と思う、と述べた。

Arbulú Vargas が、1 出版物を団体著者の下に記入すべき以下の3点を提示した (set out)。団体の公式名称を正しく設定すること、当該出版物に関連する団体の責任を決定すべきこと、団体をその起源の国の法的位置に従って分類すべきこと。

Sharify が、イランでは団体著者性の原理が近年導入されたが、急速な社会的政治的な変化のため公的機関の名称変更を伴う頻繁な再編成が進み、参照が目録を圧迫するという独特な困難が生じた、と述べた。

c) 第3段階

組織委員会のメンバーの Osborn (豪) が、過去に団体記入を使用してきた国々に代わって、団体著者性の原理の承認に今同意した国々に深い感謝を表明した。2つの大きな分裂した目録の伝統を統一するための50年の努力の実行が、この討議を歴史的機会とし、それ自体で会議の成功を保証するのに十分である (The fulfilment of fifty years of effort to unite two major but divergent cataloguing tradition made this an[sic] historic occasion and was sufficient in itself to ensure the success of the Conference) [?], と述べた。

以上の9.1-9.3全体に関する討議の後、以下のように9.1、9.2、9.3の各々について討議が行われた。

9.1

発言を二分して要約する。

a) Chaplin の発言

冒頭に Chaplin が、9.11 と 9.12 を伴う 9.1 について以下のように説明した。

ここは原案全体でも準備が困難な部分だったが、組織委員会は作業中に次の点に気付くようになった。即ち、大多数の代表団は団体著者性の原理を承認するが、団体著者の下に記入すべき資料のタイプについては相違がある。基本的に2つのアプローチがあり、第1は、著作を集团的に製作した (produced) 団体は、個人が個人的に構想した著作の著者であるように、著者と見なすことができる、という理論的位置から出発する。これは概して仏米英代

表団が取る立場である。第2は、団体を著者と見なすことは理論的に承認できないが、団体名は多くの出版物を現実的に容易に識別できる極めて便利な特徴なので、その下に記入を作成することは有益である、とするものである。ある団体の目的や活動を述べたり内部的な事項を規定化したりする、公式な報告等のような刊行物に対しては、両アプローチ間に相違はないと思われ、これらの著作は9.11でカバーされる。他方、9.12は本質上は必ずしもある団体の著作でない刊行物を扱うように意図されていて、ここで解決するための要点は以下のとおりである。即ち、決定的事実、当該団体がその著作で述べられている事柄に責任を有するか否か、または当該著作がその団体と結合していなければならない仕方では表現されているか否かであるべきだ、ということである (the point to settle here was, should the deciding factor be whether the corporate body was responsible for what was said in the work, or whether the work was presented in such a way that it must be associated with the body.)。本会議が決定することは、代表団の多数が9.12をそのまま容認するか、またはこれを出版物のより広い範囲か狭い範囲をカバーするよう修正すべきかである。

b) 諸代表の発言

次いで代表たちが相次いで発言した。

Ranganathan が、「著作」は逐次刊行物を包含するので「または逐次刊行物」を省けると述べた。また9.11を次のように修正するよう提案した。「当該著作を形成する思想または表現に対する責任が、専ら団体に基ついて個人の私的能力に基つかない場合」。彼はこれを支える2つの理由を挙げた。第1に、原案の「団体の活動の表現」は必ずしも団体がその表現に責任を取ることを含意しない。第2に、同じく「団体の集約的な思想の表現」は余りにも曖昧である。また彼は9.12における「または刊行物」を「およびその表現」に置き替えるよう提案し、あるいは (alternatively) 9.11と9.12を合体すべきであると提案した。9.12における唯一の新奇な概念 (only new idea) は「標題紙の表現」だが、それは9.11の内容である著作の本質 (nature of the work) と結びついているものである、と述べた。

Angell (米) が、Ranganathan の修正の試みに個人的に反対し、この段階で求められる一般性を奪うと感じると述べた。

Maltese が、9.12の「書名または標題紙の表現」を考慮することは適切でない、とするイタリア代表団の意見を述べた。[団体名の下の基本記入を] 団体の活動に直接に関わる著作へ限定することによって不必要となる、という。

Lubetzky が、9.12は有用で基本的な追加であるとの個人的意見を述べた。彼は、団体著者性の著作と個人著者性の著作との間に処理の区別を認めない。個人著者も団体著者と同じく彼の著作との著者としての関連性を決定することは常に可能なわけではない。どちらの場合も標題紙が案内役でなければならない。しかし「その著作の内容」は分かり難く曖昧であり、「出版物により表現された著作」と置き換えるべき、と提言した。

Chaix が、団体を「逐次刊行物の著者として扱って」もよいという覚書が、定期刊行物

(periodical) を含むと受け取られないよう希望した。定期刊行物は一般に個人著者をもたず団体著者ももてないと考えられ、これに対しては副出記入のみを編者としての団体の下に作成することを選ぶ、と述べた。

Vrieze が、団体の活動に由来してそれを反映し、誌名に “bulletin” 等の一般的な語が先行する団体名を含む定期刊行物は、団体名の下に記入すべきと考える、と述べた。Sharp (英) が同意し、原案は、原注 6 がこの種の定期刊行物を排除するのか、それが「逐次刊行物」という語に含まれるのか明らかにしていない、と指摘した。

Chaplin が、この点に関する原案の曖昧さを認め、この会議は、団体の活動の定期報告のような団体に完全に責任がある逐次刊行物と、個々の個人著者による別々の寄稿から成る定期刊行物との間の、必要な区別を行うだろうと信じると述べ、また別々の寄稿を含みつつやはり団体の公式な記録である中間的な刊行物もあり、“Transactions” や “Comptes rendus” のような刊行物をどのカテゴリーに割り当てるかを決定することは困難かも知れない、と述べた。彼は、本会議が、逐次刊行物が団体著者の下に記入される場合は誌名の下に参照を作成し、誌名の下に記入される場合はその刊行物に対して責任をもつどの団体からも参照を作成すると勧告すべきである、と提言したい (would suggest) と述べた。どの原理を採用しても基本記入とともに副出記入を提供することが必須であり (essential)、そうすれば困難な場合に実務でのばらつき (variations in practice) が不幸な結果をもたらすことはないだろう、と考えると述べた。

Lubetzky が、逐次刊行物の処理に含まれる論点は後のセクションで議論すべきと思うので、原注 6 は削除すべきであると提案した。Dunkin (米) が逆の立場を取った。彼は問題全体への鍵は 9.12 で使用される “responsible” という語であり、団体はそれが著者と扱われるべきであるならば、著作に対して責任があると見なされなければならない、注 6 は責任の限界を定義している、と考えると述べた。

Verona が、原注 6 を考慮して個人編者と団体編者の間に平行線を描き、もし一方を著者と扱うならば他方もそれが可能だが、そうするためにはこの会議が「著者」に「編者」を含めるよう解釈を拡張する必要があるだろうと考える、と述べた。

Lubetzky が、団体は定期刊行物の編者としてのみならず、編纂者としても見なされることがあり、原案には著作の編纂者を著者と同様に扱うことを排除する規定は存在しない、と指摘した。団体は著作の編纂者としても逐次刊行物形態の出版物の編纂者としても振舞うことができる。ある逐次刊行物に著者の交代がなければ、それは著者の下に記入すべきである、と述べた。

Shukla (印) が、団体により責任刊行されて (issued) いても誌名でよく知られている逐次刊行物は除く、との条項を 9.1 に設ける必要がある、と述べた。

## 9.2

Ronchi (FAO 図書館) が、「副出記入を作成してもよい」から「副出記入を作成すべきである」への変更を提案した。また Cunha (ブラジル) が、著作の責任刊行、支援 (sponsoring)

または編者としての行為は、必ずしも「協力者」を意味しない、とこの語の省略を提案した。

### 9.3

中村 [初雄] が、9.3 が本当に必要かどうか疑念を示した。“either ... or”という構文を嫌い、疑問がある場合は書名記入のような特定の形式に決定することが好ましい、と考えるとして述べた。

Sharp が、「疑問がある場合、基本記入は団体名、または著者名もしくは編纂者名、または書名のいずれかの下に」という修正案を提示した。

Fazal Elahi が、著者や編纂者が分れば、もはや疑問がある場合には該当しない、と指摘した。

Chaplin が、組織の長として振舞うか自身の見解を表明する人物の名前が現われていれば疑いが残り得る、と示唆した。

Bagnall が、Fazal Elahi に同意し、これまでの発言者は可能な限り個人名の下に記入を作成すべきと強調してきた、9.3 の本文にそのような文言を追加することは後退になるだろう、と述べた。

Honoré が、Sharp の修正案は著者への参照を省略することで明確になり得る。もし著者が分れば疑いのあるケースではないが「編纂者」という語を使用すれば疑問の要素を示す、と述べた。

#### 【修正案】

a) 原案には記載されていなかったセクション 9 全体のタイトルを、「団体の下の記入」とした。

b) 9.1 全文を、「著作に対する基本記入は、[次のようなときに] 団体名（中略）の下に作成すべきである。」と改めた。

c) 9.11 への原注 5 にあった「たとえ団体の役員や職員の立場にある個人の署名があっても、」を、9.11 本文へ移した。

d) 「団体名または書名のいずれの下に」→「団体名、書名または個人著者名のいずれの下に」(9.3)

e) 9.12 への原注 6 全文を、「誌名が一般的な用語 (Bulletin、Transaction 等) に団体名が前置または後置されたものから成り、その団体の活動記録を含む逐次刊行物。」と改めた。

f) 原案に複数箇所あった「著作または[...]」を「著作」のみとした。

#### 【賛否】

9.1、9.12 注 (原注 6)、9.2、9.3 の各修正案が、個別に投票に付された。

9.1 に対して、賛成 56、反対 7 (チェコスロバキア・デンマーク・フィンランド・ハンガリー・オランダ・スウェーデン・ユーゴスラビア)。

9.12 注に対して、賛成 50、反対 6 (チェコスロバキア・ハンガリー・ルクセンブルク・オランダ・FAO・国際音楽図書館協会)、棄権 2 (フィンランド・ユーゴスラビア)、投票用紙不提出 5 (国名・機関名略)。

9.2 に対して、賛成 59、反対 3 (チェコスロバキア・フィンランド・ハンガリー)、棄権 1 (デンマーク)。

9.3 に対して、賛成 57、反対 3 (チェコスロバキア・フィンランド・イラン)、棄権 3 (チリ・ハンガリー・日本)。

【コメント】

a) 9.1

デンマークー「我々は、団体記入が若干の場合に有用な手段であると考えます。我々は、専ら純粋に形式的な基準、即ち、もし団体名が書名中に現われ、その唯一の特有の要素であるならば、出版物を団体名の下に記入することを勧告する。」

フィンランドー9.1 と 9.6 (後出) に対する反対投票は、「(a)全ての型の一般図書館で団体名を基本記入として使用することは、標題紙に著者名も適切な書名も見出せない場合に厳しく限定すべきであり、(b)国等の領有機関 (territorial authorities) の名称 (多く形式副標目または政府機関名が伴う) は、法律または経営科学の特殊図書館でのみ基本記入として使用すべきである、と思うことによってである (by finding)。この態度から 9.2 にも反対する。」と、説明された。

オランダー「我が代表団は、集団著者 (collectivité-auteur) の概念が基本記入の役を果たすには余りにも曖昧と評価するので、「否」を投じなければならない。(後略)」

スウェーデンー「我々は、団体記入の使用を若干の資料のグループを扱うのに極めて有益な方法と見なす。しかしながら、目録利用者の観点から目録作業を見ようと努め、我々は、全ての定義は純粋に形式的な基準と図書自体に与えられている書名という証拠に立脚すべきである、という一般原則を主張する。この観点から (中略) 9.11 と 9.12 の表現を承認できない。」

ユーゴスラビア代表団は、9.1 に示された団体著者性のどちらの定義も、以下の理由で承認できなかった。

「(我々は) 限定された意味で (即ち、団体著者性を既に目録へ導入した我が国の図書館が、まだ導入していない図書館と同じく承認するかも知れない仕方 (in a way)) のみ、団体著者性を認識することに合意して来た。この観点は、団体著者性をまだ承認していないが将来はそれを厭わない (willing to do so) 他の図書館の意見と一致するように思われる。この事実は、ユーゴスラビアの図書館が多く他国の図書館と同様に、ある種の国際的合意、少なくとも別法との妥協 (compromise with alternatives) に達するのを可能にするため進んで大いに努力し、古い目録の伝統の一部を犠牲にする意思があることを証明する。」

「代表団は、団体著者性に関して、当該団体の活動、機能、または内部経営に直接関連しない著作に対する、ワーキング・グループの報告 (*Libri*, 1956, p.291) における別法を承認する用意がある。9.11 での定義は、この別法より遥かに広くさらにむしろ曖昧である。」

ポーランド代表団は賛成票を投じ、「記入を出版物の若干のカテゴリーに限定しなけれ

ばならない。」とコメントした。

b) 9.12 注

フィンランドー9.1 に関するコメントを参照。デンマークー代表団は賛成票を投じ、「*Journal of the American Chemical Society* のような出版物の団体記入は、純粋に形式的な基準に基づいていると強調したい。」とコメントした。

c) 9.2

フィンランドー9.1 に関するコメントを参照。デンマークー9.1 と 9.6 に関するコメントを参照。スウェーデンー「我々はこのセクションをあらゆる状況下で (under all circumstances) 承認する。」

d) 9.3

フィンランドー9.1 に関するコメントを参照。デンマークー代表団は賛成票を投じた。9.1 と 9.6 に対するコメントを参照。スウェーデンー「我々はこのセクションをあらゆる状況下で承認する。」

《注釈》

a) 原案中の“institution”の「公共機関」という訳は、自注4に挙げた『パリ目録原則コンメンタール』に従ったが、この語を「施設機関」と訳す邦訳辞典があり<sup>6)</sup>、この方が自らの機能を施設に拠って発揮する組織という原義に忠実な訳といえる。だが日本語として一般に縁遠いと思い採用しなかった。しかし、病院図書館などの“institution library”には「施設図書館」との訳が定着しているようであり、迷うところである。

b) 中村は日本が9.3に対して棄権するまでの経緯を、自注4に挙げた文献で次のように記している。「[...]原案では、「団体名か書名どちらでもよく、他の形から副出を作っておけばよい。」となっていたのに対し、日本の国内委員会では「どちらでもよいというのであったらことさら原則に銘記(ママ)しておく必要[は]なかろう」との意見を出した。会議の席ではそれに個人著者名も加わって、どれに本命があるか疑問の存する場合には、いずれを基本記入にとってもよく(中略)ということになった。」(p.260)

c) ユーゴスラビアのコメントにおける「ワーキング・グループの報告」とは、次の文献であり、1961年の本会議に先立って統一化への助走が進行していたことを物語っている。

Working Group on the Co-ordination of Cataloguing Principles. Report on Anonyma and Works of Corporate Authorship. *Libri*. 6(3), 1956. p. 271-298.

## 9.4 団体著者に対する標目の形

### 【原案】

ある団体の下に記入される著作に対する標準標目は、その刊行物の標題誌上で極めて頻繁に使用される形の公式名称である。

ただし、

9.41 公式名称がいくつかの言語で存在する場合は、標準標目は、これらのどの言語であ



れ当該目録において極めて頻繁に使用される名称であるべきである。

9.42 当該団体が一般に慣用的な名称によって知られている場合は、この慣用的な名称（当該目録で通常に使用される言語の一つにおける）が標準標目である（この原則の最も重要な適用は、国等の領有機関（territorial authority）の著作に対する標目として、関与する領土に対して一般に使用される名称を使用することである）。

9.43 当該団体が時期により（in successive periods）異なる名称を使用し、それが些細な変更と見なせない場合は、各著作に対する標準標目は、当該刊行物が出版された時点の（at the time of its publication）公式名称とする。

#### 【討議】

先ずセクション 9.4 全体に関する討議が行われた。二分して要約する（発言の順序は原文とおりに）。

##### a) Honoré の発言

予めワーキング・ペーパー<sup>7</sup>を提出していた Honoré が、討論へ誘導する発言を以下のように行った。

9.4 は、団体標目に採用する形の設定に当たり、個人著者標目の選択を規定する原理とできるだけ密接に同一の原理に従うことを目指した。当該ペーパーへの全返答が、団体著者名の選択に関して、極めて頻繁に刊行物の標題紙に現われる、原語での公式な形に合意した。長らく検討を害して（poisoned）来た地理標目の問題については、今やこれを廃止すべきという合意があるように思われる。3 国のみが特殊な場合を処理するために維持すべきと提案した。

Honoré は様々な例外へ議論を進めた。9.41 での困難は、公式な形のどの言語も目録の利用者にとって親しくない場合に発生する。選択が、親しくない言語を使用することと、翻訳を使用することとの間に生じる。後者の場合、各国の組織名と国際組織名の権威ある翻訳のリストが提供されない限り不公平になる。

9.42 においてフランス代表団は、「慣用的な」という語の代わりに「一般的なまたは慣用的な」が好ましいと提案するだろう。政府に対する標目の選択には 2 つの問題があると思われる。第 1 は、公式名称の代わりに一般的な名称を採用するかどうか（例えば République française の代わりに France）である。第 2 は、目録の言語によるかその国の原語による（in the original language of the state）べきかを決定することである。

9.43 にフランス代表団は同意できない。これは、個人著者の全著作を一つの名称の下に集中すべき、という個人著者に対して受け入れられた原理に反するように見える。確かに当該公共機関が同一かどうか疑わしい限り別々の名称を使用しなければならないが、同一であることに疑いない場合は、一つの形の下に記入するのが好ましいと思われる（これは場所の名称にも適用できる）。彼女が 9.43 に関して受け取っていたコメントは、最新の（the latest）名称と時期ごとの（successive）名称が、殆ど同数に分かれた。後者を支持する議論は主に便宜によるものだが、これを採用すれば参照の作成が必須であろう。



b) 諸代表の発言

次いで各代表が相次いで発言した。

Olsen が、デンマーク代表団はスウェーデンと同じく、団体記入をいくつかの場合に便宜的な解決手段と扱うことが好ましく、その適用を純粋に形式的な基準によって決定すべきと考える、と述べた。それ故に機関名の記入は各刊行物に表示されているとおりであるよう勧告する。異なる目録による標準標目は稀に一致し、国際的統一は各図書館の目録作業を純粋に形式的な基準に基づいて行うことによってのみ達成されるだろう、と述べた。

Arnot が、9.4 の表現は曖昧と感じられ、時に確定するのが困難だが団体には正式名称があり、オーストラリア代表団はこれに到達するよう常に試みるのが好ましいと思う、と述べた。

Wright が、団体の正式名称と標題紙上で極めて頻繁に使用される名称との間には、しばしば分裂がある点に合意すると述べ、米国代表団は後者を提案するとともに、それに多様な形がある場合は正式名称を選択すべき、と述べた。Sharp (英) が、英国代表団はこれに同意しつつ、イニシャルの名称に留意し長い名称に案内が必要である、と述べた。

Shukla が、9.4 全体に地理的特徴 (geographic characteristic) をどの位置にすべきか (標目の冒頭か末尾か) に言及されていない、と指摘した。Chaplin が、彼の不審は原案の簡略さに由来し、地名が識別に有用な場合はそれを団体名の末尾に付加すべきことを表わす規定を付加することで明確にできるだろう、と述べた。Lubetzky が、そのような規定を覚書に含めるべきとは思われずそれは規則に属すると述べた。Shukla は同意できず、多くの場合に標準標目はその種の特徴の付加によってのみ確立でき 9.4 に含めるべきだとした。それに対して Lubetzky が、名称が 1 団体を他と区別するため限定要素を伴うべきことを覚書に含める点には反対しない、地名に加えて区別のための他の特徴もあり得ることを認識しなければならない、と答えた。

Ranganathan が 9.4 の拡張を提案した。即ち、団体名に識別のため地域名を付加する必要がある場合は、1)もしそれが政府の組織またはある地域の地方団体の組織ならば、主標目が地域名で副標目が団体名であるべきで、2)それ以外ならば、地域名が団体名の後に付加されるべきである。

Vasilevskaya が、ソ連代表団は Shukla の主張に同意する。同国での経験は、国名が政府機関の前に位置しなければならないという結論に導いたが、一般に地名に関する規則は柔軟さを保つべきだと思う、と述べた。

Abu Haidar が、団体が政府である場合は地名が標目の冒頭に現われ、他の団体に対しては、地名は 2 団体を区別するためにのみ使用し名称の後に置くべきである、とのレバノン代表団の意見を述べた。

Chiacchio が、協会と公共機関が双方とも名称が独特ならばそれらの名称の下に記入して地名を随伴させ、独特でなければ逆の順にすべきである、とのウルグアイ代表団の提案を述べた。

Ascarelli が、地名標目は国、町等の刊行物に対してのみ使用すべし、とのイタリア代表団の意見を支持した。また団体名は常に正式名称を使用すべきである、との Arnot の意見に同意した。

Vontobel が、スイス代表団は原案では余りにも多くのことが推論に任されていると感じる、と述べた。例えば、「団体」という名辞が政府をも含み、それに対する標目は政治的単位の名称である旨をより鮮明に述べるべきである。

Ellinger (米) が、団体の概念に政治上の管轄体 (governmental jurisdiction) を含めると議論が複雑になると思う、と述べた。個人著者、団体著者、政府著者 (governmental author) の 3 概念を想定すれば容易になる。これは団体としての管轄体の性格に偏見をもつのではなく議論とその結果の規則を大いに単純化するだろう。

Domanovszky が、政府刊行物の問題は団体の問題の一部ではなく、この種の刊行物は国ではなく省庁によって製作されたものと考え、と述べ、そのための規則は複雑さを回避することが不可能だろう、と述べた。

Chaplin が、政府刊行物を団体著者性の全般的問題の一部として扱うことが非論理的であるとは考えない、と述べ、原案において、政府の活動を私的団体のそれと同じようにカバーするのに、十分に一般的な用語で関連する原則を表わす試みがなされている、と述べた。

Ranganathan が、インドの実務では、団体全体を政府、非政府の公共機関、会議の 3 つのサブグループに分け、これらのグループにより提示される目録作業上の問題はやや異なるが、ともに団体として考察しなければならない、と述べた。

Honoré が、政府機関は団体というカテゴリーのサブグループと見なすのが最善であることに合意し、あらゆる国において領有的な (territorial) 性格の団体 (国等) と、国により創設されるがそれ自体は実体である公的団体のような、それ以外のものが存在することは明らかである、と述べた、

以上の 9.4 全体に関する討議の後、以下のように 9.41、9.42、9.43 の各々について討議が行われた。

#### 9.41

Chaplin が起案の困難さを指摘した。[例えば] 団体の公式名称がどれも目録利用者の言語ではないとき、彼らの必要と関連する言語の選択を指示する方式 (formula) を見出すことは難しい。

Wesemael が、オランダの大図書館の蔵書でオランダ語が小部分を占めるに過ぎず、目録で極めて頻繁に使用される言語を決定できない例を踏まえて、9.41 を「目録に非常によく適合する (best adapted to)」または「その国の用法に非常によく適合する」と修正することを示唆した。

中村が、9.41 の承認に際して、多様な文字の資料が様々な目録に記入される日本の図書館の特殊で困難な事情を説明した。他に、Arbulú Vargas、Ranganathan、Wang (シンガポール) が、各国の現状を紹介した。

Honoré が、Wesemael たちが提起した問題は、修正案 7.1 [の最終部分] (原語が当該目録で使用されていない場合は使用されている言語を優先させる、との趣旨) を参照することで解決できると信じる、と述べた。

#### 9.42

Chaplin が、これは国家だけでなく宗教団体等をもカバーするよう意図されている、と説明し、決定が困難であり変更することがある正式名称の確立を企てるより、一般に承認される名称を使用すべき、と提言した。

Shukla が、原案の文言が曖昧で、最初の部分は標目の言語面を強調しているのに、第 2 部分 (括弧内) は標目としての地理的実体に関わりがあると考え、再作成して二分するよう提案した。

Poindron (仏) が、国家の一般に使用される名称の、リストの作成を提案した。

Nielsen (国連図書館) が、国連図書館等に含まれる大規模な政府刊行物のコレクションの読者のアプローチは、先ず国名次に団体名であると言い、それ故に原案を支持した。

Sharp が、原案に限定句を加え、「もし当該団体が通常は公式名称によって知られず、一般に慣用的な名称によって識別されているならば、」と修正するよう提案した。

Firsov (ソ) が、政府刊行物の記入に対しては、政府の名称を一般に使用される形とするのが得策と考える、なぜならば政体を変更した国はその憲法で承認される名称を使用するのが適切だから、と述べた。

Vrieze が、次のようなベルギーの提案を行った。団体著者としての政府機関に対する記入は、当該団体の完全な公式名称を従えた、国名の一般的な形であるべきで、大使館等もこのカテゴリーに含める。他の団体はその公式名称に所在地を付加する形とすべきである。

#### 9.43

Lorphèvre が ISO を代表して原案に同意した。彼の組織では、名称の変更に従うことの実務上の困難さを考慮して、参照に関する基準の起草を決めている。

Wright (米) ほか 5 人が、節約 (economy) と、名称変更に機能の変化が伴うか否かの確認の困難さから、原案の承認を表明した。

Arbulú Vargas が、原案を承認する傍ら、多様な団体間を区別するため創立と解散の日付を記入に付加すべきである、と提案した。

Honoré が、原案を先の 9.4 全体に関する討議時に批判したのに加えてさらに批判し、節約の観点から何を名称の些細な変更と見なすべきかを決定する困難さを指摘した。フランス国立図書館では、標目を全く変更せずに全カードを一つの案内カードの下に集め、必要な参照を作成して最新の標目の下に記入している、と述べた。

Vasilevskaya が、理論的には、個人著者に使用する原理を団体著者にも適用すべきであり、両カテゴリーに統一標目が存在すべきことに同意する。だが実務的には、これは必ずしも可能ではなく、ソ連代表団は別法として最新の形を使用すべきと提案する、と述べた。

Sharp が、英国には、機能の変化が存在しない限り最新の名称の記入を支持する意見の大

きな集団が、特に比較的大規模な図書館の間に存在する、と述べた。

【修正案】

原案との間に大きな差異が生じた。団体名について、原案が公式名称を選択するよう規定していたのに反し、修正案では個人名とほぼ等しく「当該団体とその出版物中で極めて頻繁に識別される名称」となったのである (9.4)。

ただし以下の場合には例外とする。出版物中の頻繁な形が複数ある場合は公式名称を選択する (9.41)。公式名称が数種の言語で存在する場合は、その目録の利用者の必要に最も適合した (*best adapted to the needs of the users of the catalogue*) 言語の名称であるべきである (9.42)。当該団体が一般に慣用的な名称によって知られている場合は、これが統一標目であるべきである (9.43)。「国等の領有機関に対して、統一標目は、その目録の利用者の必要に最も適合した言語における、当該領土の名称の一般に使用される形であるべきである。」(9.44)。もし当該団体が時期により異なる名称を使用し、それが些細な変更と見なせない場合、各著作に対する統一標目は、当該刊行物が出版された時期の公式名称とすべきである (9.45)。同名の団体を区別するために、必要ならばさらに識別手段を付加すべきである (9.46)。

【賛否】

賛成 54、反対 3 (ルクセンブルク・ペルー・スウェーデン)、棄権 6 (チリ・チェコスロバキア・デンマーク・フィンランド・ハンガリー・イタリア)。

【コメント】

スウェーデン「前述 (5.2 に関するコメント) のように、基本記入として標準標目を使用することを拒否する (*decline*)。」「デンマーク 9.1 と 9.6 に関するコメントを参照。フィンランド 9.1 に関するコメントを参照。イタリア 9.43 について慣用的な名称より正式名称を選び、9.44 について国際的統一に達するためには国の名称を原語で記入すべきと考える。」

《注釈》

スウェーデンのコメント中の「5.2 に関するコメント」については、本編 55 ページを参照。

## 9.5 従属団体

【原案】

著作をある上位団体に従属する団体の名称の下に記入すべきときに、(When a work is to be entered under the name of a corporate body which is subordinate to a superior body,)

9.51 当該従属団体が、上位団体の内部経営のために、または機能の一部を実行するために (*for purposes of internal administration or to carry out part of the functions of the superior body*) 創設された、上位団体の 1 機関である場合は、その標目は上位団体の名称であり、通常は副標目として当該機関の名称を伴う。

9.52 当該従属団体が、上位団体の機能に対応する (**parallel to**) か、上位団体の機能と異なる別の機能を有する場合は、その標目は従属団体の名称である。

ただし、

9.521 この名称が、それ自体で従属を意味するか、または上位団体の名称を包含するか付加せずには従属団体であることを識別するのに不十分である場合は、標目は、副標目として従属団体の名称を伴う、上位団体の名称である。

#### 【討議】

Honoré が、9.4 に続けて再び自らのワーキング・ペーパーに対するコメントについて語った。殆ど全員が、従属団体は一定の条件内で、上位団体の下の副標目としてではなく、自身の特有の名称の下に主標目として記入すべきであることに同意した。9 人が機能を、6 人が名称を優先させたいと返答した。それ故に多数意見とフランス代表団の意見は、第 1 の原理は従属団体の機能であるべき、というものである。

Wright が、米国目録規則改訂委員会の意見を表現した。即ち、機能はしばしば隠されていて殆ど発見不可能であり、同委員会は唯一安定した案内役は名称の形である、という結論に達した。9.51 と 9.52 をともに「その標目は従属団体の名称である」という語句にして、9.521 の例外へ続けるよう提案する。しかしながら、政府の一部である従属的な政府団体は例外とし、たとえ名称が独自であっても国等の管轄体 (**jurisdiction**) の下に記入する。

Tynell が、以下のようなスウェーデン代表団の見解を述べた。即ち、9.51 と 9.52 の表現は、特定の団体の歴史と経営的階層内の位置の認識を暗示しているが、その種の知識を利用者に期待すべきではなく、したがって別の公共機関として引用されるのを可能とする位置か名称をもつどの従属団体をも、それ自身の名称の下に記入することを選ぶ。

Domanovszky たち 6 名が、従属団体と上位団体の機能の間の関係を確定する困難さを考慮すると、決定的な基準には名称を採用したい、と述べた。

Honoré が、Wright の議論は、米国代表団が基準として名称を選択する原理を決定しながら政府団体を例外とするため、必ずしも論理的でないと感じる、と述べた。この批判に対して Lubetzky が、機能の正確な性質を決定するのは多くの場合に困難なので、彼らは名称を採用したが、政府の機能の場合には困難が生じない一方、この機能は私的な団体によってはおそらく果せない。これが例外の理由である、と述べた。

Bagnall が、ニュージーランドを代表して 9.51 を承認するが、機能と名称の間の区別を明確にするため、9.52 を以下のとおり修正するよう提案した。「当該従属団体が、上位団体の機能と異なる名称の形に含まれる機能 (**functions implicit in the form of name**) を有する場合は、その標目は従属団体の名称である。」

Arnot が、オーストラリアを代表して 9.5 を承認するが、1 標目に含める従属団体の数を限定すべきか、と尋ねた。Ranganathan が、インドの実務では、最上位と最下位の団体を標目に含めた後に両者の間に最少 2 を挿入する、と説明した。

Ronchi が、国際機関の従属団体の多くは特有の名称をもち、往々標題誌上に親機関への



参照もないが、この場合に上位団体を発見し参照を含める試みは必要ないと思う、と述べた。

Maltese が、イタリア代表団の、目録への過剰な負担を避けるため政府の部局は国の正式名称の下に直接に記入すべきである、との提案を推薦した。

#### 【修正案】

9.4 に続いて原案との間に大きな差異が生じた。即ち、当該従属団体を直接に標目とするか上位団体の副標目とするか、の基準を、原案が「機能」に求めたのに反し、修正案は「名称」に求めた。

全体の趣旨は次のようである。従属団体の著作はその名称の下に基本記入を作成すべきである (9.6)。ただし、従属団体の名称自体が下位であることを意味するか識別に不十分である場合は、上位団体の副標目として記入すべきであり (9.61)、従属団体が政府の行政・司法・立法の機関である場合は、国名等の下の副標目として記入すべきである (9.62)。

#### 【賛否】

賛成 59、反対 2 (デンマーク・フィンランド)、棄権 2 (チェコスロバキア・ハンガリー)。

#### 【コメント】

デンマークー「上位団体名が標題紙に現われているという条件で 9.61 を承認することができた。政府組織を他の団体のように扱うべきと考え逆に 9.62 を承認することができない。」フィンランドー9.1 に関するコメントを参照。

#### 《注釈》

原案での項番 9.5 等が修正案で 9.6 等へ繰り下げられたのは、原案の「12. 形式標目と形式副標目」の一部を起源とする項が、修正案へ 9.5 として挿入されたためである (次号を参照)。

#### 自注

- 1) 『図書館情報学事典』(2023) が、正式のタイトルではなく通称である「パリ原則」を採用している (p.142 他) のに従って、小文ではタイトルおよび本文ともこちらを使用する。同原則の原文は次を参照。Wayback Machine (archive.org) (accessed 2023-9-30)
- 2) 森耕一「目録原則に関する討議(1)」『図書館界』19(2),1967.7. p.51-56. これは同人による論文「目録の機能についての覚書」(同誌同巻号 p.48-51) の付録と扱われ、当該号の目次にも挙げられていない。しかし次の書誌では両者は対等に表示されている。北克一編「森耕一整理技術関係文献目録」『目録と分類の理論－森耕一と整理技術論の発展－』1993. p.289.
- 3) International Conference on Cataloguing Principles. *Report*. 1963. p.24-86. (本編 (後掲) は p.24-39 を紹介。)
- 4) 確定テキストの邦訳については、次の 2 文献を参照。中村初雄「IFLA 目録原則国際会議 (第 1 回)」『図書館雑誌』56(5),1962.5. p.256-264. エヴァ・ヴェロナ等著 坂本博等訳『パリ目録原則コンメンタール』1977. 142p.
- 5) 前掲 3. p.165-174.

6) 『ALA 図書館情報学辞典』(丸山昭二郎等監訳 1988) p.93.

7) 前掲 3, p.175-183.

付記

小文の記載に照らして、筆者のある旧論の一部を次のように訂正または修正する。

① 報告書本体は、原則の 12 のセクション (中略) 別に原案、討議、確定本文の 3 部から構成されている。

→報告書本体は、原則原案の 13 のセクション (中略) 別に、主として原案、討議、修正案の 3 部から構成されている。[「ダマノフスキイ・アーコシュの生涯と事績 (上)」本誌第 3 号 3 ページ 14-15 行目 (中見出しを除く。)]

② 確定本文

→修正案 [同上 16 行目以下の複数箇所。]

(ふるかわ はじめ)  
2023 年 10 月 20 日受理